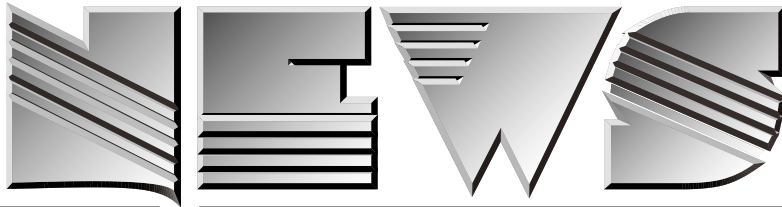




ねこだすけ  
ねこだすけ  
ねこだすけ



# 只今、ねこだすけニュース45号を制作中です。

9月に改正施行された、動物愛護法(但し略称)には、法律本文のほかに、同法によるべき基準や基本指針(同略称)などに「地域猫対策」と明記されました。今迄先進的と評価されていた、東京都の「飼い主のいない猫」という表現がはっきり「地域猫対策」に変わりました。

しかし、その東京都では動物愛護に関わる施策を決める時、今でも「飼い主のいない猫」を使っています。(但し12月10日現在)

都は12月12日まで動物愛護施策についてのパブリックコメントを行います。「地域猫対策」の表現が取り入れられるかどうか?結果が楽しみです。

**掲載予定の記事** ねこだすけでは、日常的な動物擁護や地域猫対策のほかに、多くの皆さまにも知っていただき、また出来ることをできる範囲で、多くの方々からお手伝いしていただけることを目的に、小さな説明会やセミナーなどを行っています。

NPO法人としては始めて海外から要請を受けて、ソウル市庁舎などでの国際的なフォーラムに参加し、地域猫対策を解説しました。右の写真は2ヶ所めのセミナー終了後です。通訳さんに聞き忘れ、横幕は未だ読めないままです。



愛護動物の遺棄は罰則の有る犯罪ですが、警察に通報しても受け付けてもらうことがすごく難しいので、多くのボランティアさんは、捨てられた動物を助け、犯人への処罰は泣き寝入りしていました。

昨年起こった愛護動物遺棄事件を、1年以上かけて罰金刑までこぎつけたチームリーダーがいます。下の画像はやっと届いた起訴処分通知書です。

9月から11月にかけては、大小さまざまな地域猫対策セミナーや同パネル展が続きました。

目的とする「三者協働」の通り、その多くは役所の主催や共催などでした。各地のセミナーなどには、他の地区の自治体から一般参加された愛護動物担当職員や、ボランティアさんも多数でした。

下の写真は、年に一度の開催が恒例となっている新宿セミナーで、第13回めです。

法律家による改正動物愛護法や地域猫対策の解説と、社会学の自主ゼミで「地域猫対策」を研究する指導教官と学生などの興味深いトークセッションがありました。

そのほかのセミナーなどは、会報紙に掲載を予定しています。

